

見附市告示第152号

見附市コミュニティ銭湯の指定管理者について、次のとおり指定し、見附市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年見附市条例第4号）第5条の規定により告示する。

令和7年12月17日

見附市長 稲田亮

記

指 定 を し た 日	令和7年12月17日
施 設 の 名 称	見附市コミュニティ銭湯
指定管理者の名称	株式会社 本久
指 定 期 間	令和8年4月 1日から 令和9年3月31日まで